全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１０８号
令和８年８月６日

会員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

令和８年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（お願い）

標記につきましては、令和８年７月２９日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ８第９５号におきまして、ＬＰガス販売事業者に対して、供給設備の維持管理及び保安業務の実施体制等の再確認について要請がありました。

この度、経産省ガス安全室より別添のとおり熊本県内の商業施設における爆発事故の発生を受け、第一種保安物件に対する供給設備の点検の実施及び消費者等への注意喚起等の実施について要請がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の要請についてご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

【経産省からの要請事項】

１．ＬＰガス供給設備等の点検の実施及び一般消費者等への注意喚起

第一種保安物件に対するＬＰガスの供給設備及び消費設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく技術基準への適合の確認等、健全性が確保されているかについての点検をお願いします。加えて、一般消費者等に対して、地震発生後におけるガス設備の安全確認方法、ガス臭気等によりガス漏れを感知した場合に取るべき緊急の措置及び緊急連絡先について、周知を徹底していただくようお願いします。

２．ガス漏えい発生時における保安措置の徹底

一般消費者等からのガス漏れ等の通報があった場合は、速やかに供給停止その他の必要な措置を講じていただくようお願いします。

３．保安業務の実施体制等の再確認

１．の点検において確認された設備の破損、不具合その他異常の兆候に関する情報について、調査・点検の実施状況及びその結果を含め、販売事業者の業務主任者等へ適切に報告・共有される体制が確保されているか、改めて確認をお願いします。

あわせて、組織内及び保安機関との情報伝達や意思決定のプロセスを含め、設備の維持管理及び保安業務が適切に実施される体制となっているかについて点検をお願いします。

以　上

発信手段：Ｅメール

保安・業務グループ：瀬谷、今市、國坂

【参考：第一種保安物件の定義】

液化石油ガス保安規則　第二条　第一項
（用語の定義）
第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　第一種保安物件　次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）
イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
ロ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院
ハ　劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であって、収容定員三百人以上のもの
ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの
ホ　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建築物
ヘ　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第三十一条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設
ト　一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
チ　百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を

収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの

別　添

経 済 産 業 省

２０２６０８０５保局第１号
令 和 ８ 年 ８ 月 ５ 日

一般社団法人全国ＬＰガス協会　会長　殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

令和８年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和８年熊本地震により、熊本県内の商業施設において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は調査中ですが、商業施設内における LP ガスの爆発である可能性が高いと推定しています。

つきましては、以下の点につき都道府県協会等を通じて会員の LP ガス販売事業者へ周知いただき、保安の確保に万全を期されるようお願いします。

記

１．LP ガス供給設備等の点検の実施及び一般消費者等への注意喚起

第一種保安物件に対する LP ガスの供給設備及び消費設備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく技術基準への適合の確認等、健全性が確保されているかについての点検をお願いします。加えて、一般消費者等に対して、地震発生後におけるガス設備の安全確認方法、ガス臭気等によりガス漏れを感知した場合に取るべき緊急の措置及び緊急連絡先について、周知を徹底していただくようお願いします。

２．ガス漏えい発生時における保安措置の徹底

一般消費者等からのガス漏れ等の通報があった場合は、速やかに供給停止その他の必要な措置を講じていただくようお願いします。

３．保安業務の実施体制等の再確認

１．の点検において確認された設備の破損、不具合その他異常の兆候に関する情報について、調査・点検の実施状況及びその結果を含め、販売事業者の業務主任者等へ適切に報告・共有される体制が確保されているか、改めて確認をお願いします。

あわせて、組織内及び保安機関との情報伝達や意思決定のプロセスを含め、設備の維持管理及び保安業務が適切に実施される体制となっているかについて点検をお願いします。

以　上